

小松島市建設業者等指名停止等措置要綱

小松島市建設業者等指名停止等措置要綱（昭和62年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市が発注する建設工事等（① 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事，② 測量，建設コンサルタント業務，③ ①②以外の業務をいう。）に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため，建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対し，一定期間，市が発注する建設工事等の契約に係るすべての競争入札への参加を停止する措置（以下「指名停止等」という。）を行うことについて，必要な事項を定めるものとする。

（指名停止等）

第2条 市長は，有資格業者が，別表各項に掲げる措置要件の一に該当するときは，情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め，当該有資格業者について指名停止等を行うものとする。

2 市長が指名停止等を行ったときは，工事等の契約のため指名を行うに際し，当該有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは，その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止等）

第3条 市長は，前条第1項の規定により指名停止等を行う場合において，当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは，当該下請負人について，元請負人の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め，指名停止等を併せ行うものとする。

2 市長は，前条第1項の規定により共同企業体について指名停止等を行うときは，当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止等について責を負わないと認められるものを除く。）について，当該共同企業体の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め，指名停止等を併せ行うものとする。

3 市長は，前条第1項の規定による指名停止等に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について，当該指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め，指名停止等を行うものとする。

（指名停止等の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは，当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって指名停止等の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の第1号に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は，

それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当することとなった場合の期間は別途定める。

(1) 別表第1項から第5項までのいずれか、又は第9項若しくは第10項の措置要件に係る指名停止等の期間の開始の日から満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第6項から第8項までのいずれかの措置要件に係る指名停止等の期間の開始の日から満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6項から第8項までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。この場合において、別表第7項又は第8項に該当し、かつ、当初の指名停止等期間が満了しているときは、当初の指名停止等の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止等の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止等を行うことができるものとする。

6 別表第6項から第8項までに掲げる措置要件のいずれかにより指名停止等を行う場合において、当該有資格業者が他の事案により指名停止等の期間中であるときは、その指名停止等の期間は、別表第6項から第8項に定める期間に、既に措置されている指名停止等の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止等の期間は3年（同一の措置要件に該当する場合は当該新たな措置から3年）を超えないものとする。

7 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止等を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第5条 市長は、指名停止等の措置及び措置内容の変更を決定したときは、直ちに様式第1号又は様式第2号により当該有資格業者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第7条 市長は、指名停止等の期間中の有資格業者が市発注工事の全部若しくは一部を下請させ、又は再委託することを承認してはならない。

(不法・不当業者等の発生報告)

第8条 建設工事等を主管する課の長は、その建設工事等の請負に関し、入札参加資格停止の措置要件に該当する者があると認められたときは、速やかに小松島市建設工事等審査委員会に報告しなければならない。

(措置の決定)

第9条 指名停止等の措置及び措置内容の変更を行う場合には、小松島市建設工事等審査委員会に諮らなければならない。

(測量、建設コンサルタント等の契約に係る有資格業者への準用)

第10条 第1条から前条までの規定は、測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者（建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により資格の認定を受けた業者）の指名停止等の措置について準用する。

(工事以外の業務の契約に係る有資格業者への準用)

第11条 第1条から前条までの規定は、工事以外の業務の契約においても、有資格業者に対し、指名停止等の措置について準用する。この場合において、別表11の項中「(2) 工期内に竣工しなかったとき」とあるのは、「(2) 工期内に竣工しなかったとき

(3) 入札に無断欠席したとき」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(小松島市物品取扱業者指名停止処分等要綱の廃止)

2 小松島市物品取扱業者指名停止処分等要綱（平成14年小松島市告示第147号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正前の小松島市建設業者等指名停止等措置要綱の規定による指名停止等は、改正後の小松島市建設業者等指名停止等措置要綱の規定による指名停止等とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>1 (虚偽記載)</p> <p>市が発注した工事(以下「市工事」という。)の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 (粗雑工事)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。(注1)</p> <p>(1) 故意による粗雑工事(注2)</p> <p>ア 市工事 イ 県内における工事で市工事以外のもの(以下「一般工事」という。)(注3)</p> <p>(2) 過失による粗雑工事</p> <p>ア 市工事 イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内 1月以上3月以内</p>
<p>3 (市工事に係る契約違反等)</p> <p>前項に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。</p> <p>(1) 市工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 市が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p> <p>(3) 市が発注する建設工事において、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上12月以内 6月以上12月以内 1月以上4月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事(軽微な損害を除く。) (2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上6月以内 1月以上6月以内</p>
<p>5 (工事関係者事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事 (2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上4月以内 1月以上3月以内</p>

<p>6 (贈賄)</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 月</p> <p>1 2 月</p> <p>1 2 月</p> <p>8 月以上 1 2 月以内</p> <p>8 月以上 1 2 月以内</p> <p>8 月以上 1 2 月以内</p> <p>4 月以上 1 2 月以内</p> <p>4 月以上 1 0 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>7 (独占禁止法違反行為)</p> <p>次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 県内における業務（市工事に関する場合を除く）</p> <p>(3) 県外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 月以上 3 6 月以内</p> <p>1 2 月以上 3 6 月以内</p> <p>6 月以上 3 6 月以内</p>
<p>8 (競売入札妨害又は談合)</p> <p>有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 県内の他の発注機関の工事</p> <p>(3) 県外での工事</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 月以上 3 6 月以内</p> <p>1 2 月以上 3 6 月以内</p> <p>6 月以上 3 6 月以内</p>

<p>9（建設業法違反）</p> <p>市工事以外の工事の施工に当たり，建設業法に違反し，契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上6月以内</p>
<p>10（不正又は不誠実な行為）</p> <p>前各項に掲げる場合のほか，次に掲げる事項に該当し，契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（1）業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき</p> <p>（2）役員等が法令等違反の容疑により逮捕，書類送検，又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>（3）市が発注する工事等で，最低制限価格等を事後公表としている場合に，未公表の入札情報を入手するため，職員に働きかけを行ったとき</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>11（その他）</p> <p>次の各号のいずれかに該当したとき，次回指名を回避するものとする。</p> <p>（1）工事成績評定数が60点未満であったとき</p> <p>（2）工期内に竣工しなかったとき</p>	<p>次回指名を回避</p>

（注1）工事現場だけでなく，資機材，残土などの運搬中，土捨場，資材置き場等における事故などを含めるものとする。

（注2）工事の目的物に瑕疵がある状態をいう。

（注3）公共工事，民間工事を問わない。